

## 中津市社会福祉協議会住民型有償サービス団体助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、中津市社会福祉協議会共同募金に係る各種団体等助成金交付要綱（以下、「助成金交付要綱」という。）に基づき、中津市内の地域において、安心して暮らしていくよう公的サービスだけではまかないきれない地域のニーズを解決するために、ボランタリーな地域の支えあいを目的に住民が主体となって運営・サービス提供をしている住民型有償サービス団体に助成し、地域住民の支え合い活動の推進を図ることを目的として、必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2条 本事業の助成金を交付する実施主体は、中津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

### (助成対象団体)

第3条 この助成金の対象となる団体は次に掲げる条件を満たす住民型有償サービス団体とする。  
ただし、本会会長が、特に必要と認める場合はこの限りではではない。

- (1) 地域住民が自発的・主体的に行っていいる非営利の活動を目的としていること。
- (2) サービスの提供者・受け手が共に地域住民であり、互いに対等な立場の「会員」として団体構成をする、住民相互の「たすけあい」を基調としていること。
- (3) 高齢者・障がい者・子ども等の援助が必要な会員に対し、その地域での生活を支援するための、在宅福祉サービスを提供していること。
- (4) その他、本会会長が必要と認める活動

### (助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、団体の運営や活動に関する経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) マネージャー手当、その他運営に関わるスタッフに関する手当（会計等）
- (2) 研修経費（講師謝礼費及び旅費）
- (3) 運営・活動経費
- (4) その他、本会会長が必要と認める経費

2 ただし、以下に該当する経費は対象外とする。

- (1) 飲食費
- (2) 通信費（携帯の電話代など公私の区別が付きにくいもの）
- (3) その他、本会が適切でないと認めた経費

### (助成対象期間)

第5条 助成を受けた日の属する年度内とする。

### (助成金額)

第6条 助成額は別表の通りとする。

### (助成金の申請)

第7条 助成を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を期日までに本会会長に提出しなけ

ればならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 会則
- (3) 当該年度事業計画及び予算書、前年度事業報告及び決算書
- (4) 会員名簿（対象事業に係る）

(審査)

第8条 審査については、助成金交付要綱第9条に基づき行うものとする。

(決定)

第9条 本会会長は、前条による審査結果に基づき決定し、助成金決定通知書（第2号様式）により通知する。また決定を受けた団体は助成決定通知書に従い請求書（第3号様式）を作成の上、本会会長に請求する。

(事業の報告)

第10条 助成を受けた団体は、助成金に係る当該年度の事業及びそれに係る支出額を精算して、事業終了後、速やかに本会会長に対して、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 完了報告書（第4号様式）

事業内容の報告と収支決算報告を記入し、原則、領収証の写しを添付する。また、事業の目的に従い決定された助成金額は全て精算し、年次繰り越しあり認めない。事業未実施等のため残金がある場合、その金額を本会に返還する。

前年度の完了報告書が未提出の場合、返還を求めるものとする。また、これにより返還した場合は、次年度の助成金の交付申請はできないものとする。

(2) その他、本会が必要とする書類

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則 この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成26年 6月 26日から施行する。

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 元年 12月 1日から施行する。

この要領は、令和 6年 12月 1日から施行する。

この要領は、令和 7年 12月 1日から施行する。